

平成24年度「ゼロ災トライアル100」実施要綱

大河原労働基準監督署

1 目的

大河原労働基準監督署では、労働災害の撲滅に向けて、100日間労働災害ゼロを目標に各種災害防止運動を展開する「ゼロ災トライアル100」を実施します。

この運動は、参加する各事業場が、これを契機に、経営トップの安全衛生への決意表明、安全衛生管理体制の整備、安全衛生パトロールや、労働者一人ひとりの安全衛生意識の向上を図る活動等を実施していただき、期間中の無災害を実現するとともに、安全衛生管理水準の一層の向上を目的とするものです。

目標を達成した事業場には、「達成証」を交付します。

2 対象

大河原労働基準監督署が管轄する事業場（建設業の場合は店社単位を対象とする。）

※ 事業場単位とは、企業全体でなく、工場、支店、営業所等がある場合はその単位です。

3 実施方法

(1) ゼロ災目標日数は『100日間』とします。（平成24年6月1日（金）から平成24年9月8日（金）まで）

(2) トライアル参加事業場は、大河原労働基準監督署あてに別紙「I 参加申込書」（達成報告書兼用）を5月31日（木）までに、Fax 若しくは郵送して下さい。

（申し込みは事業場若しくは建設店社を単位とします。）

(3) ゼロ災カウントの開始は6月1日（全国安全週間準備期間初日）とします。

(4) 参加事業場は、トライアル中であることを労働者に周知し、全国安全週間及びその準備期間に安全衛生に係る各種活動を実施するものとします。

※「活動事例」「周知用の掲示物（見本）」は、宮城労働局ホームページの「労働基準監督署からのお知らせ」に掲示します。

(5) ゼロ災の定義は、事業場内の労働者（パート・アルバイト、出向や派遣で受け入れている労働者を含みます）について、1日以上休業する労働災害（通勤災害は含まない）が発生していない状態とします。

(6) 目標を達成した参加事業場は、9月15日（金）までに別紙「II 目標達成報告書」を大河原労働基準監督署にFAX若しくは郵送して下さい。

(7) 目標を達成した事業場には、10月に実施される地区産業安全衛生大会において事業場名を発表し、併せて「達成証」を交付します。

【お問合わせ】 大河原労働基準監督署 安全衛生担当まで

〒989-1246 大河原町字新東 24-25 電話 0224-53-2154